

答 申 第 40 号
令和3年6月24日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和3年1月14日付けR2 教学相第476号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第50号

「加害主犯〇〇に係る『悪質で継続したいじめ事案』は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案である。しかし、なぜ、本日まで放置・隠蔽されてきたのだろうか。〇〇中学校内や市教委内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録(発言者名も全て)」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 40 号
(諮問第 50 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、「加害主犯〇〇に係る『悪質で継続したいじめ事案』は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案である。しかし、なぜ、本日まで放置・隠蔽されてきたのだろうか。〇〇中学校内や市教委内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 31 年 2 月 12 日付けで個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関が別途開示した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第 1 準備書面)」(開示資料番号 88) 7 頁中には、加害生徒の保護者から請求人の父母あてに提出された平成〇年〇月〇日付けの「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」及び「〇〇〇〇様へのいじめの件について(お詫び)」の 2 通の文書について、「〇〇父からの求めに応じ、B 教諭が、〇〇父・申立人父間で相談した結果を踏まえた修正版の文書を、パソコンに打ち込みを行ったこと(清書したこと)はある」旨の記載がある。

また、令和 2 年 12 月 24 日付け仙台市個人情報保護審議会答申第 37 号には、審議会が条例第 48 条第 4 項の規定に基づき確認した結果として、上記 2 通の文書並びに加害生徒の保護者から請求人の父母あてに提出された平成〇年〇月〇日付けの文書「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」について、「学校のパソコンで担任の教諭が打込みを行い、それを学年主任の教諭がプリントアウトして加害側の生徒の保護者に渡した事実までは確認することができた」と記載されている。

加害生徒の保護者から請求人の父母あてに提出された上記の 4 通の文書からは、加害主犯の生徒による「悪質で継続したいじめ事案」は、少なくとも平成〇年〇月から行われ、平成〇年〇月までの間においても解決に至らなかったことが読み取れる。上記のとおり、実施機関がこれらの文書の作成に関わっていたのだから、実施機関が「いじめの期間やいじめの内容」について認識し把握していたことは客観的に解釈できる。

当該事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る「いじめの重大事態が発生したケース」と

して取り扱うべき事案である。そして、実施機関がいじめの態様を知りながら「本日まで放置・隠蔽してきたこと」は、社会通念に照らし合わせてみても客観的に解釈できることである。

また、教頭がF氏であった時は、請求人に対しメンタルケアや教育相談、個別指導を行う等、親切に対応してくれた。しかし、教頭がG氏に代わった後、当初は「(請求人については) F教頭から伺っています」と言っていたにも関わらず、その後「私がいたときのいじめ事案ではないので関係ありません」、「この件は教育委員会案件なので対応できない」と言ったり、上記の4通の文書の取り交わしに際し、学年主任の教諭が「学校長からの指示があったので、(原本ではなく) コピーが欲しい」と言ったりと、急な方針転換があった。これらを踏まえると、校長や教育委員会から何らかの指示があったとしか考えられない。また、教員によっては、これらの指示について指導手帳に記録している可能性もある。

そして、請求人側が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないため、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

請求人は、中学校1年生のときに自らが受けたいじめの加害生徒の保護者から、「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」、「〇〇〇〇様へのいじめの件について(お詫び)」、「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」の4通の文書の提出を受けているが、この4通の文書は実質的には学校側が主導して作成されたものであることが「〇〇中事案に係る調停認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)及び令和2年12月24日付け仙台市個人情報保護審議会答申第37号によって証明された、と主張する。そのうえで、現在まで、実施機関が本事案をいじめ防止対策推進法に係る「いじめの重大事態が発生したケース」として取り扱っていないことからすると、「本事案について放置・隠蔽を行う」等と決めた会議を行っているのだから、その会議記録が存在するはずである、と主張している。

しかしながら、上記の4通の文書への学校側の関わりについて、実施機関が当時の教頭に確認したところ、「当時、当該文書の作成にあたり、関係職員が加害生徒の保護者から相談を受けていたことは把握しているものの、平成〇年〇月から〇月にかけて当該文書が当事者間で取り交わされた際に、そのコピーを学校で受け取ったり、当該文書が学校で取り交わされたりしたという認識はない」旨の回答が得られた。

また、平成〇年〇月に発生したいじめ事案については、当該いじめの加害生徒及びその保護者から謝罪がなされており、その後は請求人へのいじめは認められず、請求人が中学校在学中には、請求人及び請求人の保護者からいじめが継続している旨の訴えもなかったことが「〇〇中事案に係る調停認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)から確認できる。そのうえ、平成〇年〇月〇日教育長名文書(開示資料番号6)からは、教育委員会として関係職員に聴き取りを実施し、その結果、本事案については、学校で適切に対応し、解決済みであると考えているとの認識が確認できる。

なお、いじめ防止対策推進法の施行は平成25年9月であり、本事案の発生は法の施行前である。

以上のことから、実施機関は、請求人に対するいじめ事案は、既に解決済みのものと認識しており、「いじめの重大事態が発生したケース」としての取り扱いはしていない。したがって、請求人が主張するような、「本事案について放置・隠蔽を行う」等と決めた会議も開催しておらず、会議録も作成していない。

よって、対象個人情報を記載した公文書は存在しない。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) (1)の事案に係る加害側の生徒の保護者から、請求人及び請求人の父母に対し、平成〇年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのいじめの件について（報告）」及び「〇〇〇〇様へのいじめの件について（お詫び）」の2通の文書が、また同年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」の2通の文書が提出された。なお、請求人は、これらの文書は実質的には実施機関（学校側）が主導して作成したものであると主張しているのに対し、実施機関は、加害側の生徒の保護者からの相談等を受けて、一般的な助言や、文書の作成途中でのパソコンによる清書を行ったことはあるものの、学校側が主導的に文書の作成に当たったものではないとしている。
- (3) 平成〇年〇月から同年〇月にかけて、請求人の父から実施機関に対し「仙台市立〇〇中学校で起きたいじめ事件（重大事態）について」、「捜査機関・警察署などへの刑事告発について（お願い）」及び「法的根拠を踏まえながら、刑事告発、教職員の処分、被害者家族全員の救済について（お願い）」の3通の文書が提出された。
- (4) (3)の3通の文書への回答として、実施機関は、請求人及び請求人の父に対し、平成〇年〇月〇日付けで教育長名文書（開示資料番号6）を送付した。
- (5) 平成〇年〇月、請求人は仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行い、同年〇月、実施機関では調停への対応の一環として、当時の〇〇中学校の校長、教頭、学年主任等の各教諭に確認した内容を記載した「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号88）を作成した。なお、平成〇年〇月に請求人と仙台市との間の民事調停は不成立となった。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張している。

実施機関の教育相談課及び教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び両課が保存している電磁的記録については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非

開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 36 号から同第 38 号までの審議の過程で、請求人及びその家族への対応に係る全ての記録を対象とした見分調査を行っている。

また、〇〇中学校における見分調査については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 36 号及び同第 37 号の審議の過程で実施済みである（なお、請求人が同校に在籍していた平成〇年度から同〇年度までに同校の教職員が使用していた執務用パソコンは、平成〇年〇月に行われた機器更新に伴い撤去されていたことを確認している。）。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 50 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた ・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
3. 1. 19 (令和2年度第8回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 2. 18 (令和2年度第9回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 3. 25 (令和2年度第10回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 5. 18 (令和3年度第1回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った